

その日から三十日以内に市長に届け出なければならぬとするものでございます。

次に、市長の指示等でございます。第五条でございます。これにつきましては新設条項でございます。排水設備等の届け出があった場合において、技術上の基準に適合しないと認めるときは、受理をした日から七日以内に限り、排水設備の設置又は構造の変更を市長が指示することとできるとするものでございます。第二項におきましては、除害

施設新設等の届け出があった場合において、下水の排除制限の基準以上の下水を継続して公共下水道に排除すると認めるときは、届け出を受理した日から六十日以内に限り、除害施設の構造又は使用の方法の変更を指示することとできるとするものでございます。三項におきまして、前条排水設備又は除害施設の規定による届け出を

した者は、当該届け出が受理された日から排水設備にあっては七日、除害施設にあっては六十日を経過した後でなければ、排水設備の新設等又は除害施設の新設等もしくは使用の方法の変更をしてはならぬとするものでございます。ただし、届け出の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することとできるとするものでございます。次に、承継でございます。これも新設でございます。除害施設の届け出又は

変更にかかわる除害施設の所有権又は使用の権利を承継取得した場合は、当該

届け出をした者の地位を承継するものとするものでございます。二項におきまして、その地位を承継した者は、承継した日から三十日以内に市長に届け出なければならぬとするものでございます。

排水設備及び除害施設の工事完了の届け出でございます。第七条、排水設備及び除害施設の新設等をした者は、その工事を完了したときは、五日以内に市長に届け出なければならぬとするものでございます。

排水設備の工事の施行でございます。排水設備の新設等の工事は、指定工事店で行なわれれば施行してはならないとするものでございます。ただし、市長が特別の事情があるとき認めるときは、その限りでないというものでございます。むずかしい技術的な設備であるような場合は、その限りでないというようにもなっております。それぞれ科学的なデータに基づき業者等があるわけでございますので、そういうものに、特別の事情があると認めるといふことにならなければなりません。二項におきまして、指定工事店について必要な事項は、市規則で定めるところのものでございます。

指定下水道工事店の責務でございます。これも新設でございます。排水設備の新設等の工事で、届け出が受理されていないもの又は市長の指示に反するものの施行をし

てはならないという指定下水道工事店の責務でございます。

次に、水質管理責任者の選任等でございますが、これも新設の条項でございます。特定施設の設置者それから除害施設の設置者、それと又は必要な措置をしている者は、水質管理責任者を選任して、速やかに市長に届け出なければならぬというところでございます。これを変更した場合も同様という条項でございます。二項におきまして、水質管理責任者の業務、資格その他の必要な事項は、市規則で定めるといふものでございます。

次に、下水の排除の制限でございます。この条項が今回大変重要な条項になるわけでございますが、この十一條で言っておりますのは、この条例の適用は特定事業場以外の事業場又は一般家庭の汚水の規制の対象とするものでございまして、この場合、規制値以上の値の汚水を流す場合、除害施設等を設置して、規制値以下に下げた上でなければ放流することができないという規定でございます。一号につきまして、その四項目の基準値が示されているわけでございます。二号におきまして十六項目の基準値が示されているわけでございます。三号におきましては三項目の基準値が示されているわけでございます。

二項の製造業又はガス供給業の用に供する施設、これにつきましては、汚水の合計算量が

汚水処理施設で汚水量の四分の一以上と認められる場合に適用するものでございまして、当市におきましては該当がないものと思われまゝ。それから、三項におきまして、市規則で定める項目又は物質にかかわる下水で、市規則で定める量にかかわるものについては適用しないというところでございますが、これは、市規則で定めるものとしたしましては、一日当たりの平均排水量が五十立方メートル未満で、処理場で処理できる四項目三物質に該当するものは適用しないというところでございます。

それから、特定事業場から排除される下水の水質基準でございます。これも新設でございます。特定事業場から排除される下水の水質基準につきましては、水槽イオン濃度ほか三項目にわたります基準値の数値とするというところでございます。二項におきまして、製造業又はガス供給業の用に供する施設は先ほど申し上げた施設を指しているものでございます。三項におきまして、特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域に直接排除された場合というところでございしますが、当市ではこの特定事業場は一応処理場に当たるわけでございます。流域下水道の処理場でございます。で、ここへ言っておりますのは、放流水が多摩川の放流水質基準より高い数値であつてはならないというところでございます。

次に、し尿の排除の制限等でございますが、使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によつてこれをしなければならぬといふものでございます。二項におきまして、水洗便所は、便器内のし尿を公共下水道に排除し得るに足る水量を注流することのできる構造としなければならぬといふものでございます。三項におきまして、届け出、市長の指示及び届け出後の経過、完了届け、それから施行の規定は水洗便所の新設等について準用するといふものでございます。

使用者の開、始等の届け出でございますが、使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、もしくは廃止し、又は現に休止しているものの使用を再開したときは、当該使用者は、市長に遅滞なくその旨を届け出なければならぬといふことで、料金徴収の手続上必要の条項でございます。

次に、使用者の変更の届け出でございますが、新たに使用者となつた者は、市長に遅滞なく届け出なければならぬといふものでございます。

次に、改善命令等でございます。これが新設の条項でございますが、下水道の排除の規制値を超えた下水を排除しているときは、その者に対し、期限を定め、下水道の水質を改善することを命じ、又は排除を一時停止することを命ずることとができるという

改善命令の規定でございます。

次に、使用料の徴収でございます。公共下水道の使用について使用者が使用料を徴収する。二項におきまして、前項の使用料の額及び徴収について必要な事項は、条例で別に定めるところとなっております。次回の定例会に御提案申し上げる予定でございます。

行為の許可でございますが、公共下水道施設に支障を来す恐れのある行為の申請につきましては、次の一号から四号までの図面を添付しなければならぬといふものでございます。

次に、許可を要しない軽微な変更につきまして、公共下水道の施設に支障を来す恐れのない行為につきましては、許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとするといふものでございます。

次に、特別の必要による公共下水道及び取付管の新設等でございますが、特別の必要により公共下水道のます及び取付管の新設等を行ったときは、当該使用者は、その新設等に要した費用の全部又は一部を負担しなければならぬといふこと、工事負担金でございますが、これは公共下水道等で敷地が広いのに二カ所又はそれ以上つけた場合、

あるいは増築等によりましてそのますと余分につけた場合に工事負担金をいただくというものでございます。

次に、罰則でございますが、次の一号から四号に該当する者に対しては、一万円以下の過料を科することとできるといふものでございまして、一号におきまして、届け出、選考、承継、完了届け、使用開始の届け、変更届け等の届け出を怠った者。それから、二号におきましては、定められた期日の経過後の施行、それから、し尿の水洗便所による排除に違反した者。それから、三号におきまして、指定工事店の施行になっておりますが、それと指定工事店の責務に違反して工事を施行した者。それから、四号におきまして、届け出書、申請書に虚偽の記載をして提出した者等が罰則規定になるわけでございします。

第二十二条につきましては、市長は、法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科することとできるといふものでございます。

委任といたしまして、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定めるといふも

のでございます。

次に、附則でございますが、一項におきまして、この条例は、公布の日から施行するといふものでございます。ただし、水質管理責任者の規定については、五十三年四月一日から施行するといふものでございます。それから、二項におきまして、改正前の条例の規定によつてなされた申請、届け出その他の行為は、この条例の相当規定によつてなされたものとみなすといふものでございます。三項におきまして、下水道整備緊急措置法以下法律、政令が五十二年五月一日に施行されております。したがいまして、特定事業場から排除されるものについては猶予期間として五十三年四月三十日までは従前の例によるといふものでございます。四項におきまして、施行日の前日までにした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項にかかわる施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるといふものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○副議長（小堺仁七君）

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五号については、建設委員会に付託し審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本会では建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第百五号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君) これより一時まで休憩をいたします。

午前十一時四十七分 休憩

午後一時 開議

○副議長(小堺仁七君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八議案第百六号 昭和五十二年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本会について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第百六号 昭和五十二年度福生市一般会計補正予算(第三号)につき提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本補正予算の主たる内容は、国並びに都関係の支出金、あるいは地方交付税、基地交付金等、を財源としたしまして、これに関連をいたします事業費を計上し、又、先ほど提案をいたしました給与改定に伴います人件費約一億三百万円、さらに需用費関係では特に必要と認めたものを最小限にとどめて計上した次第でございます。この結果、既決予算額六十五億三千四百三十一万八千円に二億八千四百七十五千円を追加し

いたしまして、その総額を六十八億一千九百二十万三千円と定めようとするものでございます。

内容について御説明を申し上げます。

まず歳入につきましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金が今回八千六百六十四万三千円追加になります、その総額が六億六千三万二千円と相なります。

地方交付税につきましては、普通交付税分として今回一億四百八十五万五千円を計上いたしまして、普通交付税の総額は七億十五万五千円でございます。特別交付税を合わせまして七億五千十五万五千円でございます。

次に交通安全対策特別交付金は二百八十五万八千円を追加いたします、その総額が一千二百三十七万三千円でございます。

分担金及び負担金、分担金におきまして一千二百三十一万六千円の追加でございます。これは交付税分で西多摩衛生組合に配付をいたします。分が四千五百十万四千円でございます、逆にその配分として福生市に戻すものが一千二百三十一万六千円でございます。なお、その配分額は、青梅市一千九百五十一万六千円、瑞穂町六百十二万七千円、羽村町七百十四万三千円でございます。

次に国庫支出金

そのうちの国庫負担金におきまして六百八十一万一千円の追加補正でございます。その内容は精華施設に対する負担金四十九万五千円、老人医療費の負担金六百三十一万六千円と相なります。

次の国庫補助金は一億一千六百七十四万二千円でございます。この内訳は保健衛生センターの建設費の補助金として一千六百二十万円を追加いたします。当初予算と合わせますとこの補助金の総額が一千八百万円となります。又、今回新たに、基地関係のテレビ障害に對します工事費として二千六百八十四万円を計上いたしております。又、緑地補助事業——熊牛緑地の関連につきましては、事業費の減少に伴いまして補助金が一千七百三万六千円減額と相なりまして、その総額は三千二百九十七万九千円と相なります。

さらに又、今回新たに本町幹線、正式の名称では西住宅周辺排水路工事とっておりますが、これに対する補助金が一千五百二十万五千円追加になります。又、九条の調整交付金が新たに七千四百万円計上してございます。合わせまして国庫補助金が一億一千六百七十四万二千円と相なります。

次は都支出金、そのうちの都負担金百五十七万九千円、これは老人医療費に対する都の負担金でございます。都補助金一千五百三万円、保育所運営費に対する補助金が一千四百六十二万四千円、予防接種の補助金二十六万二千円、総合防災訓練

に對しする補助金十四万四千円でございます。次の部委託金の五万四千円は土地取引事務に對する事務委託料の五万四千円でございます。

次の財産収入におきましては三十一万七千円の計上でございますが、これは廃道敷三件分の払い下げ処置代金でございます。

次の基金繰入金におきましては、財政調整の結果、五千万円を基金収入から減額をいたしまして、基金からの繰り入れを一億八千万円としようとするものでございます。

次の市債におきましては一億二千五百五十万円の減額でございますが、この内訳は緑地取得事業の事業減少に伴います起債の減少一千二百八十万円、消防車の起債として三十万円が追加になりまして、相殺をいたしまして一千二百五十万円の減でございます。

以上、歳入を合計いたしましたして二億八千四百七十五万円でございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

議会費におきまして二百四十万七千円の追加でございますが、これは給与改定に伴く人件費でございます。

次に総務費の説明を申し上げます。

総務管理費におきまして三千百十六万二千円の追加でございますが、この主なものは、

人件費におきまして二千四百二十九万九千円、過誤振還付金におきまして二百五十万円、物件費その他で四百三十六万三千円でございます。

餉税費におきましては、人件費のほかにたばこ自動販売機に對する補助金九万円が計上してございます。

戸籍住民基本台帳費におきましては、人件費三百四十四万二千円のほか、火葬費に對する助成金の三十五万九千円が計上されております。

次の選挙費、統計調査費、監査委員費はそれぞれ人件費の計上でございます。

次は三番の民生費。

そのうちの社会福祉費一千六百八十五万五千円の追加でございますが、人件費が五百三十九万六千円。

それから社会福祉協議会に對する委託料六十万九千円、老人医療費の扶助費九百四十七万五千円等でございます。

次の児童福祉費、これは民間保育所の児童保育委託費が二千四百五十四万二千円、人件費百七十三万七千円等でございます。

次の生活保護費は人件費でございます。

次は衛生費に移ります。

保健衛生費におきまして四千七百三十八万円の追加でございますが、この内訳は保健衛生センターの建設費が一千五百七十九万円追加になっております。

この追加の内訳をさらに申し上げますと、今回新たに建物の建設費として三千八百九十五万八千円を計上いたしました。

たが、逆に用地取得費が二千四百四十六万七千円減額になりましたために相殺をして一千五百七十九万円という数字でございます。又、歳入で説明を申し上げましたように、テレビ障害に対する事業として二千六百八十四万円が計上され、その他人件費が計上してございます。清掃費の一千八百八十三万三千円、これは歳入でも御説明申し上げましたけれども、交付税の西多摩衛生組合に対する交付分が四千五百四十万四千円。それから逆に衛生組合の負担金として三千万円の減額をいたしております、それらを相殺いたしましたので一千八百八十三万三千円の計上でございます。

労働費におきまして八十四万六千円の減額、これは人事異動に伴いまして人件費が減少したものでございます。

次は農林水産業費の農業費九十三万三千円は人件費の追加でございます。

次の商工費百三十二万五千円は人件費九十六万五千円のほか、中小企業振興資金の利子補給として三十六万円の計上してございます。

次は土木費でございます。

土木費の道路河川橋りょう費といたしまして、四千三百九十六万二千円が計上してございます。この内訳は道路新設改良の費用として三千六百六十万円、道路照明の工

事費として二百万円、それから人件費五百万円がございます。次の都市計画費におきましては

一千四百五十八万五千円の追加でございます。この主なものは仮称牛浜駅の改善期成会に対する補助金一千七百万円。これは、牛浜駅の階段部分に覆いをする工事について、期成会に対する補助をしようとするものでございます。それから熊川公園の工事費五十万円、

それから武蔵野地区の公園、これは基地の滑走路側でございます。この工事費として八百七十五万円。それから西住宅周辺の事業費として二千三十万円。又、熊牛緑地につま

ましては、歳入でも御説明申し上げましたが、事業費で三千三百八十八万九千円の減額となっております。

消防費につきましては財源振りかえを行っただけでございます。

次に教育費でございます。

教育総務費におきまして五百九十九万九千円ですが、これは人件費でございます。

それから小学校費におきまして一千七百三十六万四千円計上してございます。この主なものは、第三小学校の北側の法面の改修工事三百五十万円。第一小学校のテレビのカラー化に要する工事、五百十八万円。それから五小増築に伴う備品二百九十一万六千円等がございます。中学校費におきましては四百二十七万五千円がございます。これは主として

一中にあります。吸込槽の新設、あるいは又防護のための金網等の工事費でございます。次が、学校給食費におきまして一千二百七十八万九千円の追加計上でございます。これは主として人件費でございます。社会教育費におきまして一千六百二十六万五千円の追加は中央学供の備品費として百八十七万三千円。その他人件費でございます。保健体育費におきまして三千四百三十五万五千円の追加でございます。この内容は、市民プールの修理費、これはプール周辺のカラー平板を取りかえようとするのでございするが、その工事費として二千五百二十八万五千円。加美平のグラウンドのへい、その他の工事費として五百七十五万。人件費その他三百五十五万等々と相なっております。

次は公債費について御説明を申し上げます。

公債費におきまして一千三百八十一万四千円の減額でございます。これは、借入時期、あるいは又利率が低くなったために利息が余ったものでございまして、その分が一千三百八十一万四千円というところでございする。

なお、予備費におきまして一千五百五十九万九千円の減額をいたしまして歳入歳出の調整を回った次第でございます。

次に地方債の補正でございます。地方債につきましては歳入でも御説明申し上げ

げましたように、緑地整備事業に伴います。地方債が事業縮小に伴いまして事業費が減少いたしましたので、従来三千七百五十万円でございした限度額を二千四百七十五万にしようとするのと同時に、又、消防自動車購入費用につきましては、百八十五万を三十五万、プラスをいたしまして二百十万円にしようとするものでございする。

大変難航でございましたが、議案第百六号の提案理由並びに内容説明とさせて、いただきます。

○副議長(小堺仁七君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百六号については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） 御異議なしと認めます。 よって議案第百六号は三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（小堺仁七君）

日程第九議案第百七号 昭和五十二年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民課長 田村忠雄君登壇）

○市民課長（田村忠雄君） 御指名をいただきましたので、昭和五十二年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算の第二号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど条例を御提案申し上げましたとおり、職員の手給与改定に伴うものですが、八十五万四千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ七億四千六百八十二万一千円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきます。

国庫支出金の国庫負担金につきまして八十五万四千円、補正増でございますが、これは事務費の国庫負担金でございます。

歳出におきまして、総務費で三百三十一万三千円の増額でございますが、これは職員の手給与改定に伴います給料、職員手当等、そのほか超過勤務手当の増が含まれてございます。

予備費におきまして二百四十五万九千円を減額いたしまして、歳入歳出の調整をいたしまして、歳出も八十五万四千円を増額いたしまして、歳入歳出とも七億四千六百八十二万一千円と相なるものでございます。

はなはだ簡単でございますが、慎重御審議を賜りまして御可決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小堺仁七君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

以上で質疑は終わります。